

湯河原町会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

湯河原町長 富田 亨宏

### 湯河原町規則第6号

湯河原町会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則の一部を改正する規則

湯河原町会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則（令和2年湯河原町規則第16号）の一部を次のように改正する。

第18条の次に次の1条を加える。

（フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第18条の2 フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の成績率については、町長が定める割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。

2 前項に規定するもののほか、条例第14条の2第1項において準用する給与条例第16条に規定する勤勉手当を支給されるフルタイム会計年度任用職員の範囲（勤勉手当を支給される職員の範囲から会計年度任用職員を除外する部分を除く。第23条の2第2項において同じ。）、勤勉手当の支給額その他勤勉手当の支給及び一時差止めに関し必要な事項については、常勤職員の例による。

第22条の次に次の1条を加える。

（パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第22条の2 パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の成績率については、町長が定める割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。

2 前項に規定するもののほか、条例第24条の2第1項において準用する給与条例第16条に規定する勤勉手当を支給されるパートタイム会計年度任用職員の範囲、勤勉手当の支給額その他勤勉手当の支給及び一時差止めに関し必要な事項については、常勤職員の例による。

3 前条第3項の規定は、条例第24条の2第1項において読み替えて準用する給与条例第16条第3項の規則で定める額について準用する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。